

竹島問題を学ぶ講座 第2回 講義記録

日時：平成20年7月27日（日）

午後1時30分より

会場：島根県立図書館集会室

近・現代史における「竹島問題」
—明治期の「竹島問題」を中心に—

佐々木茂 （島根県立松江東高等学校教諭）

はじめに

「領土問題」ということですが、これは皆さんご存知のとおりですが、国家というものには三つの要素があります。一つは主権というものがなければいけない。そして二つ目には領域があること。そして三つ目が国民。人と土地、そして主権、この三つの要素が存在して国家というものが成り立つといわれます。この国家というものを考える時に、領土ということ、領土も含めた領域というのは、その三つの要素の中の大変重要な一つであるわけで、これにかかわる領土問題というのは、やはり国家として存立していく上で欠かすことのできない問題であるといえます。

ご案内のとおり、この領土問題というのが現在、日本では三つあるわけです。「北方領土」と「竹島」と「尖閣諸島」ということです。確かにこの中で、北方領土についてはいろいろな形で今までにも見聞きしていたわけですが、竹島についてはどうでしょうか。やはり島根県が「竹島の日」条例を制定して以降の現状を考えますと、それ以前については、かなり空白期間に近い状態があったのではないかと

と思います。その意味を含めて、この島根県の「竹島の日」条例の制定というのは意義深く、大きな波紋を内外に及ぼしていると思います。

「竹島問題」の発端

本日、こういう形で皆さん方がお集まりになっていらっしゃるという状況も、もとをただせば「竹島の日」条例の制定が出発点ということになるかと思います。それでは、この竹島問題自体の出発点はどこにあるのでしょうか。この講座の第1回目と重複するかもしれませんが、大事な点ですので、そこから入らせていただきたいと思います。

「竹島問題」の発端ですが、これはよくいわれていますとおり、「李承晩ラインの設定」にあるということです。1948年(昭和23)8月15日に大韓民国が成立します。そして、李承晩政権のもとで、独島に「慶尚北道鬱陵郡南面道洞一番地」という地番が与えられ、現在の住所は「慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑独島里」ということになっています。この「独島」を本籍とする人が韓国に839名(2004年(平成16)2月22日付の韓国「中央日報」日本語電子版)いらっしゃるということです。日本の現在の正式な住所は、「島根県隠岐郡隠岐の島町竹島」ということで、隠岐で育った私自身の間違いない記憶でも、「穩地(おち)郡五箇村」に所属しているというふうに覚えています。当時の島後(どうご)には周吉郡と穩地郡の二郡があり、竹島は穩地郡五箇村に属していたのですが、平成の大合併で現在の隠岐郡隠岐の島町竹島となっており、二つの住所をもつ島ということになります。

1951年9月8日にサンフランシスコ平和条約が調印され、翌年4月28日に同条約が発効します。そのタイミングとの関係が非常にいろいろといわれるわけですが、1952年の1月18日にい

わゆる「李承晩ライン」が宣言されます。一般的に「①海洋資源の保護・保存、②水産・漁業の保護、③これら目的のため境界線を宣言・維持」のねらいで設定されたと言われてはいますが、あわせてよく言われているのが「竹島の日本領確定を阻止したい」という思惑も目的の中に含まれていたというふうに考えられる方もいるということです。

この李承晩ラインの設定によって、そのライン内に竹島が含まれるわけですので、1月28日に日本政府が直ちに抗議をします。そして、それに対する反論という形で1950年代の前半推移し、1954年(昭和29)6月以降、竹島に韓国警備隊員が常駐することになり、それ以後、宿舎や灯台あるいはヘリコプターの基地等々の施設もつくられて現在に至るということです。その間に1954年9月、日本政府は、韓国政府に対して、国際司法裁判所(ICJ)に竹島の領土問題について提訴しようという提案をしますが、韓国政府は、独島は韓国領であるから今さら領土問題として提訴する必要はないということで、日本政府の提案を拒否するということになります。ご承知のとおり一般の民事や刑事の裁判とは違い、国際司法裁判所の裁判については、当事国同士が共同で提議をしないと裁判が行われないということです。日本が一方的に提訴して裁判が始まるということにはならないわけです。

このように、現在の竹島問題の直接のスタートは、李承晩ラインの設定をめぐって、そのライン内に竹島が含まれたというところから始まります。しかしながら、その竹島問題は、当然のことながら歴史的な問題としてさかのぼって見ていく必要があるわけです。その辺を含めて、二つ目に韓国政府の主張について簡単にまとめますと、①竹島は古くからの韓国領である。②日本による1905年(明治38)の領土編入措置は無効である。③第二次世界大戦中のカイロ宣言から戦後のサンフランシスコ平和条約に及ぶ一連の措置から竹

島が韓国領であることが確認される、の3点になります。

これに対して、日本政府の主張については、ここでは一つだけ挙げさせていただきます。それは、開国以前の日本についての日本政府の考え方についてです。幕藩体制下にあった日本は、国際法の適用はないのであって、当時においては実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として扱い、他国がそれを争わなければ、それで領有するのに十分であったというのが日本政府のこれに対する主張というようになっています。

「竹島問題」の論点

一応この開国以前の日本に対する日本政府の考え方を確認いただき、「竹島問題」の論点に入らせていただきます。まず日韓両国の見解についてですが、これは文言に若干の違いはありますが、基本的には両者が変わらないとっていいと思います。日本政府は「竹島は、歴史的事実にも照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土である」という主張が基本です。これに対して、韓国政府の方は「歴史的、地理的背景にも照らしても、領土所有権に関する国際法の通念からみても、独島は韓国領土の一部であることに異論の余地がない」というふうに主張しています。ここでの論点は、歴史の問題と、それから国際法の問題、この二つに収斂されるのではないかと思われま。したがって、現在においても歴史的な問題としての竹島問題、そしてもう一つの問題が近代以降における国際法に照らしての竹島問題、この二つの問題が学問的にどういうふうに確認できればいいのか、ここがポイントになるわけです。

その中の歴史的な問題について、二つ目ですが、日本政府は、国際法上の領土取得の重要な要件の一つということで、「先占」という概念をまず据えます。これはもちろん日本政府に限らず、領土問題を考える時に国際法で重要なポイントになる言葉であるわけで、先

占というのは、簡単にいいますと「国家が領有の意思を持って無主地(帰属が未確定の地域)を実効支配すること」を先占というふうに呼び、これが国際法上、領土を取得する時に最も重要な要件の一つというふうに考えています。それに従えば、竹島と日本の関係は、遅くとも17世紀半ばには、実効的支配に基づき—当時の竹島は松島ですが—竹島の領有権を確立し、そして本日の話題の中心でもあります、1905年の同島編入で近代国家として竹島を領有する意思を再確認したものと、そのように日本政府は理解をしています。

これに対して韓国政府の方はどのようにいっているかというと、時期が全然日本の主張と違うわけですが、6世紀、新羅による于山国、これが鬱陵島及び独島を指すというふうに理解します。そして、ここを新羅が征服して以来、独島は一貫して歴代朝鮮国家の領土であったという主張です。したがって、韓国政府の方の見解としては、古代から独島は、韓国というか、朝鮮半島の王朝によって歴代支配下にあったものだということになります。これは要するに、日本政府の主張に対する反論的な要素でもありますが、17世紀の領有権確立は先占には当たらず、1910年の韓国併合へ至る過程で強行された—この「強行」というのは、もちろんまた後ほども出てきますが、近代以降の日本による侵略行為という意味合いを含めた言葉とご理解いただいて結構だと思いますが—独島編入は国際法上無効であるというのが韓国側の主張ということになります。

領土編入に関わる諸問題

そこで、ここでは、神戸大学の芹田健太郎先生の見解に依拠しながら、韓国政府側の主張について検討を加えてみたいと思います。一つ目ですが、日本の一方的国内措置は無主地に対する先占の行為であるが、竹島は無主地ではなく韓国領であったので、無効であるという主張ですが、これについては、先ほど確認した開国以前の日

本の考え方あたりをもう1回確認していただければと思います。現在の段階では、竹島問題を考える時に、先ほどからいっています歴史的な問題と、それから国際法に照らしての問題の二つを据えて考えるわけですが、この国際法の概念というのが東アジアにおいて確立する段階というのが比較的新しいことを考えますと、やはり近代以前の状況について、現在の国際法の概念をそのまま当てはめて考えるのが妥当であるかどうかという問題があるわけで、これは近代的な国家が、そして欧米諸国を含めて近代国家といえますか、国家としての認知を受け、国交を結び、交流を行っている国同士の中における国際法の観点というふうなことを考えますと、近代以前の領土の問題ということを考える時には、ちょっとまた別な意味でとらえていかないと、この国際法の観点をそのまま時代をさかのぼらせて考えていくというのは、やや妥当性を欠く部分が出てくるだろうと思われれます。

二つ目ですが、これはもう近代国家成立後ということになるわけで、日本の領有意思の表明は「島根県告示」という形をとったが、この告示は極めて秘密裏に行われ、韓国政府に通告されなかったのが無効であるという韓国政府の主張が二つ目としてあります。これについて芹田先生の考え方を援用すると、国際法上の通告義務については、先占について通告など一定の方式を要求していない。むしろ実効性があったかどうかという点がポイントになります。そしてもう1点、告示については、正式に公示された上、新聞でも報道されているので、これは妥当と考えられるというふうに理解されます。もちろん日本の歴史研究者の中でも、この国際法の芹田先生と違う考え方をもった研究者もいらっしゃいます。ご承知のとおり、日本の近・現代の歴史の中でしっかりと見詰めなければならない朝鮮半島に対する侵略の歴史、この点は忘れてはならない部分です。日本のいわゆる戦前における大日本帝国と呼ばれた時の日本が朝鮮半島

に対して行った行為については、別途にしっかりと、私たちが考えていかなければならない問題だと思います。

三つ目ですが、韓国政府は、当時たとえこの事実を知っていたとしても、1904年の日韓議定書、それから第一次日韓協約によって日本政府に異議を唱える立場になかったという主張です。これについては、1904年以前に韓国が竹島に対して実効的な支配を及ぼし得る完全な立場にありながら、これに支配権を及ぼしていなかったということが一つ考えられます。この点についてどう考えるか。

それから、国際法的な理解の仕方、非常に大事な点として二つ挙げられています。一つは、韓国政府の抗議がなかった。これについても、先ほどありましたように、韓国政府が抗議をしようと思っても、もうできにくい状態であったのではないかと、つまり朝鮮半島における日本の侵略行為は既に始まっているとするものです。したがって、当時の大韓帝国、韓国政府は、これに抗議ができる状況ではなかったのではないかという反論があるわけですので、この問題についてどういうふうに考えるのかということがあります。これについては、当時の韓国の中央政府の動きを示す行政文書があるのかどうなのか、これが歴史研究としては重要な問題になろうかと思えます。

そしてもう一つは、日本の領土編入以前に韓国が竹島に対して何らの実効ある措置もとっていないのではないかと芹田先生はいわれます。つまり「実効的措置」というのは、人が住んだり、そこに拠点を置いて活動し、そこから税を政府が取っていたかどうかなどの状況を指します。そういうふうな状況があったのかどうなのかという点が国際法的には非常に重要な要素になる。そういうふうな状態が証明できるかどうかという点が問題として挙げられるということです。

次に、日本による領土編入措置以後の行為は、日本政府による調査等の行為が韓国侵略行為の一環として行われたので、国際法に基

づく領域支配の継続した行為とは認められないということですが、これについては、先ほども触れましたように、韓国が竹島を実効的に占有していたことが証明される場合に限って、1905年の日本の領土編入措置が無効であるというように認定されるのではないかという理解です。先ほどいいました四つの点、韓国政府側の主張の四つの点について、歴史的にどのような資料が確認され、説明ができるのか。そして、あわせて実効支配という点で、国際法上、先占ということが確認できるかどうか。この点が非常に重要な要素として、研究上の課題でもあるということです。

続いて、「明治政府と竹島」ということですが、18世紀末に欧米の人たちが括弧つきの発見を行うわけです。ダジュレー、アルゴノート、リャンクールというふうな形で、そうでなくても現在の鬱陵島を竹島と呼び、竹島を松島と呼ぶという近世の名称の状況も含めて、その上にダジュレーだのアルゴノートだのリャンクールだのというふうなことで、そのほかにも、ご承知のとおり磯竹島であるとか複数の名称が出てきます。整理しろといわれても、歴史的な現実として当時使われていましたので、現在の私たちとしては全部これを知っているわけですので、これがいつの段階で、どこをどう呼んだのかということを確認していかなければ、これはやむを得ない状態ということです。当時、フランスやイギリスの軍艦等が発見した島については、測量が不正確な点もあり、地図の上でも混乱をきたすということになります。この辺につきましては、また講座で別途にお話があるかと思えます。

結論的には、アルゴノートについては後に否定されていき、リャンクール列岩等の呼び方になり、竹島はリャンコ島という名称で日本でも呼ばれるようになるということ、1880年に軍艦天城が実地測量を行うということになります。現在でも竹島をめぐる問題ということで、隠岐の島町などを中心に漁業権の問題、海底資源の

問題があるわけで、私なども小学校の時から寒流と暖流が交わる大変よい漁場であるというふうに、ふるさと隠岐を勉強しておりました。

当時も当然でありまして、この地域は日本の国内で開拓願が出ており、これもまた松島と竹島とが入れかわったりということもあって、鬱陵島だということがわかりますと、明治政府は開拓願を却下します。しかしながら、日本人は、鬱陵島で魚をとったり材木を切り出したりということをしていて、1881年に日本政府は、鬱陵島が朝鮮領であるということを確認することになります。

そして、2年後には、日本政府が鬱陵島に住んでいました254名の日本人を、朝鮮領であることもあって、帰国させるということになります。しかしながら、国レベルでそういうやりとりが行われていても、民間レベルでは国境というものはご承知のとおり線は地図上で引かれるわけで、実生活の中に境があるわけではありません。したがって、自由に行こうと思えば行けるわけで、強制的に帰国させられた後も竹島にはたくさんの人々が行き来しており、特にアシカ漁の乱獲という状況もあり、規制の必要性が浮かび上がってきます。

そして、この状況の中で、19世紀の最後の年になります1900年、ここがまた韓国政府側の領土主張の根拠の一つになっているわけですが、大韓帝国は「鬱陵島を鬱島と改称し、島監を郡守と改正する件」について勅令第41号を発します。その第2条で、郡庁の位置は台霞洞と定め、区域は鬱陵島全島と竹島、石島を管轄することとし、行政的に韓国領に編入したということになるわけです。

さて、これをどういうふうに考えるのか。そして、1881年、日本政府が鬱陵島を朝鮮領であることを認めるということも含めて、この19世紀の終わりの段階で明治政府と朝鮮政府との間の領土にまつわる確認がどうであったかという点が一つ問題になってこよう

かと思えます。そして、1905年1月28日、明治政府は「明治三十六年以来中井養三郎ナル者カ該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナレハ国際法上占領ノ事實アルモノト認め之ヲ本邦所属トシ、島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀」との閣議決定を行います。

この1905年1月28日の閣議決定を受けて2月22日、島根県の松永武吉知事が訓令を受けて、島根県告示第40号で「北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五里ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル」と記載した告示を発しています。これは重々ご承知のとおり、この告示を発した2月22日を島根県議会が条例で「竹島の日」と制定したということです。

さて、1900年10月25日の勅令第41号では「鬱陵島全島と竹島石島を管轄する」と述べていますが、島根県告示第40号の場合には、いわゆる地図上の位置がきちっと示されており、緯度と経度が確認されています。そして今まで松島だ、竹島だ、リャンコ島だと、ごちゃごちゃしていた島の名称も、竹島に確定します。

この島根県告示をもって公表され、新聞にも掲載されるわけで、いわば内外に竹島は日本の領土であるということが打ち出されたということです。そして、これを受けて4月に県が漁業取り締まり規則を改正して、アシカ漁業は許可制になります。待ってましたということで、中井養三郎たちが出願をするということになります。これ以後、アシカ漁を始め魚介類の採取が戦争で中止されるまで、許可を受けた人たちが土地使用料を政府に納めるという形をとりながら、昭和の戦前期まで続くということになります。そして、この間、竹島について、日本は実効的支配を武力的な問題に訴えるという状況のない形で、1945年まで続いたということになります。

そこで、勅令第41号の「竹島、石島」の問題ですが、もちろん

大韓帝国政府の認識というのは、鬱陵島には竹島と石島という二つの属島が存在しているということです。この竹島と石島をどう考えるかということですが、竹島は竹嶼、石島が独島という理解の仕方になるわけですが、これについては、最初にも紹介いただきました竹島問題研究会が、現在のWeb竹島問題研究所副所長の杉原先生、そして所長の下條先生等が鬱陵島に出かけられ、実際の鬱陵島とそれに附属する島々を実見されました。鬱陵島の東側の方に竹嶼と書く竹島、それから観音島という島があります。勅令第41号で大韓帝国が領土内に認識していますのは、現在の鬱陵島と鬱陵島に附属している竹嶼と観音島、竹嶼と書く竹島と観音島と考えられます。

「領土編入」の経緯 ～「立志傳」の記述から～

それでは最後の項目ですが、これにつきましては、なかなかまだ詳しく調べてみなければいけない部分があります。領土編入並びに貸し下げ願提出の理由については、地元の新聞等でも大きく取り上げられましたのでご承知かと思いますが、1906年に奥原碧雲が聞き書きしました「竹島経営者 中井養三郎氏立志傳」という資料が見つかりました。現在は、「竹島及鬱陵島」という同じ奥原碧雲が著した1907年の刊行物と、それから中井養三郎が書いて1910年に提出した「事業経営概要」の三つの資料が、この竹島が領土編入されるに当たっての内容を示すものとして現在は確認できます。どうして中井養三郎が領土編入並びに貸し下げ願を提出したかは「有力なる競争者あらはれ、競争捕獲の弊を生じ、海驢漁業は数年ならずして絶滅せんことを憂ひ」たことと「全島は朝鮮の版図に属するを以て、(中略)同島貸下を朝鮮政府に請願して、一手に漁獵権を占有せんと決し」という二つの理由からでした。その理由から、内務省と外務省と農商務省に願いを出したということでした。しかし、従来の「竹島及鬱陵島」と「事業経営概要」ではわからなかつ

た点がこの「立志傳」の中にあり、中井養三郎は「海図によれば」という形で、現在の竹島を朝鮮の領土であると認識していたと考えられます。

ただ、この海図あるいは水路誌と呼ばれるものが当時につくられますが、これらは領土を示すというよりは、これは島根大学の舩杉先生が盛んにいっていらっしゃいますが、船の航行の安全確保が主目的であって、いわゆる領土などをきちっと示すような意味合いの地図とは違うという理解の仕方がとられています。したがって、その中井養三郎がみたと考えられる地図は朝鮮全図というようなもので、これらは航海の安全確保ということで、朝鮮領の範囲を示すということではないということです。しかし、そうはいっても、普通に地図をみれば、私たちも領土というものを意識してみることとは当然あり得るわけです。恐らく中井養三郎はこの海図をみて鬱陵島は朝鮮領だというふうに理解し、リャンコ島も、したがってその中に入るといふように考えていたと推定されます。

そして、領土編入をしてもらおうという形になるのは、この後、中井養三郎が東京に出てからで、ここで3人のキーマンが登場します。まず、農商務省の牧朴真(まきなおまさ)水産局長に会います。これは、隠岐出身の水産局員がおり、この方の紹介で会います。牧朴真は長崎県出身で、士族です。官僚として仕事をし、そして実業界に転身して総武鉄道の社長になり、長崎県から衆議院議員にも当選しております。衆議院では、いわゆる政府を支持する立場として活動していたようです。その後、台湾総督府内務部長心得であるとか、青森県知事そして愛知県知事を務め、内務省警保局長に転身します。さらに農商務省水産局長に就任するという、役人の世界と政治家と実業界の三つを経験した人物ということになります。また、後に大日本水産会副総裁にもなっています。したがって、当然竹島という漁業にとって非常に重要な地域とかかわりが深い立場にもあ

ったということになるかと思えます。

牧水産局長は、中井養三郎の訴えに賛同しましたが、海軍水路部でリャンコ島の所属を確かめてくれという助言をします。そして、それを受けて中井は、海軍水路部に出かけます。この海軍水路部で会ったのが肝付兼行(きもつきかねゆき)という水路部長です。肝付は旧姓を江田そして大伴といい、鹿児島県の士族で海軍中将、貴族院議員、大阪市の第5代市長などを務めますが、それよりも日本の経緯度の原点の緯度値を測定するなど特に測量分野で活躍し、水路部長の地位に16年あった人物です。

その肝付水路部長は、中井養三郎に対し「同島の所属は確固たる徴証なく、ことに日韓両国よりの距離を測定すれば」これもよく話題に出てくる部分ですが、「日本の方十湮の近距離にあり(出雲国の多古鼻より百〇八湮、朝鮮国リッドネル岬より百十八湮)加ふるに朝鮮人にして従来同島経営に関する形迹なきに反し、本邦人にして既に同島経営に従事せる者あるが上は……」この辺のところの表現をみますと、きちっと国際法的な認識を踏まえて発言していることがわかんと思います。日本国と、それから朝鮮半島からの距離の問題はおいたとしても、いわゆる実効的支配が当時の日本によって行われていたという認識をしているところなどは、やはり国際法的な感覚をきちっと踏まえています。「当然日本領土に編入すべきものなりとの説」を述べたと記録されています。

そして、その肝付水路部長の見解を受けて、中井養三郎は非常に自信をもってリャンコ島を日本の領土に組み込み、そしてその上で貸していただくことを願うと、貸下願という形で内務省、外務省、農商務省に提出するということになったということです。ところが、それを受けて非常に勇気づけられて内務省地方局に行ったわけですが、行ってみたら「目下、日露開戦中なれば、外交上、領土編入はその時期にあらず。願書は地方庁に却下すべき旨を通ぜらるる」と

いう地方局の冷たい返答であったということです。

隠岐を含めて日本海を舞台に日露戦争が展開したわけですが、内務省の方は、この状況の中でそのタイミングではないという回答をするわけです。しかし、貴族院議員の桑田熊蔵という法学博士が同郷だということで、この方の紹介で外務省の山座円次郎(やまざえんじろう)政務局長に会うことになります。小村寿太郎外務大臣を支え、小村外交の中核であったと高く評価をされている人物ですが、年若くして亡くなったこともあって将来がといえたわけではあります。外務省の実力者といっていいわけです。福岡県の生まれで、お父さんは足輕だったようですが、外務省の逸材と若い時からいわれ将来を嘱望されたようで、34歳で政務局長に抜擢されています。また、山座円次郎は、頭山満や内田良平ら主宰する玄洋社の社員でした。

山座政務局長は、中井養三郎の話聞き、「外交上のことは他省の関知する処にあらず、眇たる岩島編入の如き些々たる小事件のみ、地勢上より見るも、歴史上より見るも、はたまた時局上より見るも、今日領土編入は大に利益あるを認むる旨を漏ら」したと中井養三郎が語っています。中井養三郎はこれでまた勢いづき、内務省に戻って井上書記官に会い、山座外務省政務局長の漏らしたことも話し、そして内務省の訓令を受け、1905年2月22日の島根県告示第40号が出ることになります。

おわりに

歴史的に竹島の問題を研究するのは、資料に基づいて幾らでもやろうと思えばできると思います。また、国際法の観点から竹島の問題について研究を進めることも、幾らでもできると思います。実際の竹島が歴史的にどのような経緯を経て現在に至っているのか、あるいは国際法上のどのような観点からみて納得できるのか、また問題なのかというようなことについては、学習を続けることは可能だ

と思います。そして、このような学習を重ねた上で、どのような解決の道筋を立て実現していくかというのは、また別な問題として私たちに課せられていると思います。

(この文章は録音した講義記録をもとに加筆・修正のうえ、まとめていただいたものです。)

質疑応答

○ 質問 1

1900年当時、日本と韓国の間には領土問題で交渉もしくは決着をつけなければならないような状況があったのか。

○ 回答 (佐々木)

近代国家として明治時代に日本と朝鮮の政府が、正式に領土問題について交渉を行ったことはありませんでした。日本政府は鬱陵島や現竹島について、江戸時代から名称の混乱はありながらもその存在について認識していましたけれど、朝鮮政府の領土認識は鬱陵島までで現竹島についてはなかったのが理由だ、と理解しています。1882年に朝鮮政府から鬱陵島調査に派遣された李奎遠も、鬱陵島とその周辺の島についてのみ調べています。

○ 質問 2

1900年の勅令にある石島が独島だという主張は知っているが、その他に韓国側が韓国領であるという合理的な主張、説明をし

たかどうか知りたい。

○回答（佐々木）

私自身は説得力のある主張は見たことが余りありません。経度、緯度をきちんと表記して竹島を表したものはないのでないかと思っています。